

# 介護保険の住宅改修 早見表（対象工事・支給限度20万円・申請の流れ）

対象工事の早見表 | 告示(平成11年厚生省告示第95号)の6種類と、通知(老企第34号)に示された範囲 | 登録不要・無料

住宅改修費の対象は、告示で決められた6つの住宅改修だけです。告示ではこの6つをまとめて「種類」としているため、支給限度基準額の20万円は6つの工事の合計に対して使います。工事が対象になるかどうかは、工事前に出す書類(事前申請)をもとに市区町村が確認し、結果を教えてください。

## 介護保険の住宅改修の対象工事(種類名は告示の文言どおり)

| 種類(告示の文言)                         | 場所・範囲                                        | 想定される工事の例                                                                                                                                                                                                                     | 対象にならないもの                                                               | 検討中✓                     |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 手すりの取付け                        | 廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等                    | 転倒予防や移動・移乗動作を助けるための手すり(形状は二段式、縦付け、横付け等)                                                                                                                                                                                       | 福祉用具貸与の「手すり」(取付けに工事を伴わないもの)                                             | <input type="checkbox"/> |
| 2. 段差の解消                          | 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜 | 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等                                                                                                                                                                                              | 福祉用具の「スロープ」や「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消<br>昇降機、リフト、段差解消機等の動力で段差を解消する機器を設置する工事 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 居室、浴室、通路面                                    | 居室:畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更<br>浴室:床材の滑りにくいものへの変更<br>通路面:滑りにくい舗装材への変更                                                                                                                                                              | (通知に個別の記載なし)                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 4. 引き戸等への扉の取替え                    | 開き戸などの扉                                      | 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等                                                                                                                                                                   | 自動ドアとした場合の動力部分の設置(動力部分の費用相当額)                                           | <input type="checkbox"/> |
| 5. 洋式便器等への便器の取替え                  | 便所                                           | 和式便器を洋式便器に取り替える工事、既存の便器の位置や向きを変更する工事                                                                                                                                                                                          | 福祉用具の「腰掛便座」の設置<br>すでに洋式便器の場合の暖房便座・洗浄機能等の付加<br>水洗化又は簡易水洗化の部分             | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修      | 1～5の工事に付帯して必要となるもの                           | 手すり:手すりの取付けのための壁の下地補強<br>段差:浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置<br>床材:床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備<br>扉:扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事<br>便器:便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更 | (1～5の各欄を参照)                                                             | <input type="checkbox"/> |

範囲・例・対象にならないものは、厚生労働省「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(老企第34号。令和6年10月15日の検討会資料に掲載の抄)の記載によります。福祉用具の「手すり」「スロープ」のうち、取付けに工事を伴うもので住宅改修の種類に当たるものは、住宅改修としての給付の対象になります(老企第34号)。

### 住宅改修費の対象にならない工事・費用の例(老企第42号)

- 住宅の新築
- 増築で新たに居室を設ける場合等(廊下の拡張にあわせた手すりの取付け等、対象の工事に当たる部分だけが対象になり得る)
- 住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用

# 介護保険の住宅改修 早見表（対象工事・支給限度20万円・申請の流れ）

支給限度基準額20万円と自己負担の考え方 | 20万円が再設定される条件 | 支払い方法

## ■ 支給限度基準額は20万円（平成12年厚生省告示第35号）

- 生涯20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）。限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能（厚生労働省）。
  - 20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（老企第42号）。
  - 要支援の方は介護予防住宅改修費として支給され、居宅介護住宅改修費と同じ支給限度額で統一的に管理されます（老企第42号）。

## ■ 保険給付の割合と自己負担の割合

| 保険給付 | 保険給付の上限 | 自己負担の割合 | 対象                             |
|------|---------|---------|--------------------------------|
| 原則9割 | 上限18万円  | 1割      | 原則                             |
| 8割   | 上限16万円  | 2割      | 所得に応じて（介護保険法第49条の2。要支援は第59条の2） |
| 7割   | 上限14万円  | 3割      | 所得に応じて（介護保険法第49条の2。要支援は第59条の2） |

保険給付の割合と上限は厚生労働省「福祉用具・住宅改修の概要」（令和8年3月）のとおり。8割・7割は介護保険法第49条の2（要支援は第59条の2。居宅介護サービス費などと同じ規定に住宅改修費も含まれる）。ご自身の負担割合は、手元の負担割合証で確かめてください。  
このPDFは個別の自己負担額・支給額を計算しません。支給額は、市区町村が工事後の書類を確認して決めます。

- ### 市区町村によって異なること

  - 市町村は条例で、20万円を超える額を支給限度基準額とすることができます（介護保険法第45条第6項）。
  - 市町村が介護保険の対象外の工事や支給限度基準額を超える工事について、介護保険とは別に助成を行うことも可能です（老企第42号）。
  - 受領委任払いを使えるかどうかと手続き。いずれも、お住まいの市区町村の介護保険の窓口で確認を。

## ■ 20万円の再設定・要介護度が3段階以上上がったとき・転居したとき

| 段階   | 要介護等状態区分  | 最初の住宅改修の着工時に✓            | いまの区分に✓                  |
|------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 第一段階 | 要支援1      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 第二段階 | 要支援2・要介護1 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 第三段階 | 要介護2      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 第四段階 | 要介護3      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 第五段階 | 要介護4      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 第六段階 | 要介護5      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます（厚生労働省）。要支援2と要介護1は同じ第二段階です。たとえば第二段階から3段階上がるのは第五段階（要介護4）以上になったときです。

- 比べる基準は、過去に最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点の段階。3段階以上上がった状態で行った住宅改修で初めて支給を受けるとき、改めて20万円まで。**この取扱いが1回に限られます**（老企第42号）。
  - 要介護度が変わっただけ（要支援と要介護の間の変更を含む）では、残りの限度額は変わりません（老企第42号）。
  - 転居した場合は、改めて支給限度基準額（20万円）まで。支給限度額は現に住んでいる住宅の住宅改修費だけを対象に管理されます（老企第42号）。

## ■ 支払い方法：償還払いが基本、受領委任払いは市区町村による

- 償還払い**：利用者は住宅改修費の原則1割を負担し、支給限度基準額（上限20万円）の原則9割分が利用者に支払われる（厚生労働省）。
  - 受領委任払い方式**：保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。令和7年度介護保険事務調査（令和7年4月1日現在）では、全国1,573保険者のうち住宅改修で実施しているのは1,147保険者（厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1545）。

# 介護保険の住宅改修 早見表（対象工事・支給限度20万円・申請の流れ）

申請の流れのチェックリスト(介護保険法施行規則第75条) | 理由書の作成者 | 工事前のメモ欄(ご自身で記入)

## 住宅改修の流れ(厚生労働省「福祉用具・住宅改修の概要」)

- 1 ケアマネジャー等に相談
- 2 施工事業者の選択・見積もり依頼
- 3 工事前に市町村へ申請
- 4 市町村は内容を確認し、結果を教示
- 5 改修工事の施工→完成／施工業者へ支払
- 6 工事後に市町村へ改修費の支給申請
- 7 住宅改修費の支給額の決定・支給

### 工事前(事前申請)に出す書類

- ☐ ①支給申請書
- ☐ ②工事費見積り書(複数事業所からの見積もり提出を促進)
- ☐ ③住宅改修が必要な理由書
- ☐ ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(日付入り写真又は住宅の間取り図など)

### 工事後(事後申請)に出す書類

- ☐ ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ☐ ⑥工事費内訳書
- ☐ ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)

### 住宅の所有者が本人でない場合に必要書類(工事の前に用意)

- ☐ ⑧住宅の所有者の承諾書(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)

介護保険法施行規則第75条第3項は、承諾書を工事前に出す申請書・書類(第1号～第4号)に添付すると定めている(厚生労働省の資料では工事後の書類の欄に掲載)。工事の前に用意し、提出の時期はお住まいの市区町村に確認。

やむを得ない事情がある場合は、住宅改修が完了した後に①と③を提出できます(例:入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等。老企第42号)。工事前の市区町村の確認は、完了後の支給決定とは異なります。

### 住宅改修が必要な理由書の作成者(厚生労働省)

- ・介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者
- ・介護支援専門員等が理由書を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環のため、被保険者から別途費用を徴収することはできません(老企第42号)。

## 工事前のメモ欄(ご自身で記入)

|                 |                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人(名前・要介護度)     | 名前： <div><input type="checkbox"/> 要支援( )<input type="checkbox"/> 要介護( )</div> 認定の有効期間： 年 月 まで                                                                                                    |
| 介護保険の負担割合       | <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 3割 (負担割合証で確認)                                                                                                   |
| これまでの住宅改修費      | <input type="checkbox"/> 使ったことがない <input type="checkbox"/> ある( 年 月 ごろ・支給額 円・当時の要介護度 )                                                                                                            |
| 改修したい場所と困っていること | 場所: <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関から道路までの通路<br>困っていること： |
| 相談した人(理由書の作成者)  | <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> その他( ) 名前：                                                                                         |
| 見積もりを取った事業者     | ① ②                                                                                                                                                                                              |
| 住宅の所有者          | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外( )→所有者の承諾書が必要                                                                                                                          |
| 事前申請と市区町村の確認結果  | 申請日： 年 月 日 確認結果： 支払い方法: <input type="checkbox"/> 償還払い <input type="checkbox"/> 受領委任払い                                                                                                            |

このメモ欄は記録用です。当サイトは個別の計算や工事の可否の判断をしていません。

## 出典(2026年10月4日確認)

1. 厚生労働省「福祉用具・住宅改修の概要」介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 第3回(R8.3.9)参考資料2 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001668164.pdf>
2. 厚生労働省 法令等データベース「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日 老企第42号) [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta4385&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4385&dataType=1&pageNo=1)
3. 厚生労働省 法令等データベース「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」(平成11年3月31日 厚生省告示第95号) [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82999422&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999422&dataType=0&pageNo=1)
4. 厚生労働省 法令等データベース「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額」(平成12年2月10日 厚生省告示第35号) [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82aa0269&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa0269&dataType=0&pageNo=1)
5. 厚生労働省「告示に関する解釈通知(介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〈平成12年1月31日 老企第34号〉抄)」介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 第2回(R6.10.15)参考資料1～3 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001315820.pdf>
6. 厚生労働省「福祉用具・住宅改修」社保審－介護給付費分科会 第180回(R2.7.20)資料6 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000650022.pdf>
7. 厚生労働省 介護保険最新情報 Vol.1545「令和7年度介護保険事務調査の集計結果について」(令和8年10月2日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001755179.pdf>
8. 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)e-Gov法令検索(令和8年10月1日施行時点) <https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>
9. 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)e-Gov法令検索(令和8年8月1日施行時点) <https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100036>